

審 査 基 準

平成30年 3 月 1 日作成

法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律 (保管場所法)
根 拠 条 項 : 第13条第4項
処 分 の 概 要 : 運送事業用自動車 が 運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付
原権者 (委任先) : 警察署長
法 令 の 定 め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項 (保管場所標章)、第13条第3項 (適用除外等) 及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条 (保管場所標章の交付の手続)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1 日
申 請 先 : 自動車の保管場所を管轄する警察署の交通課
問 合 せ 先 : 自動車の保管場所を管轄する警察署の交通課
備 考 :